

平成25年4月12日

請 求 人 様

大阪府監査委員	磯 部 洋
同	赤 木 明 夫
同	清 水 涼 子
同	和 田 秋 夫
同	三 田 勝 久

住民監査請求について（通知）

平成25年3月15日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求の趣旨

1.

大阪府は大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議により、災害廃棄物の受け入れを検討していました。その結果、試験焼却、本焼却と予算が組まれ輸送に関する入札も実施されました。

全体の予算は、別紙

「災害廃棄物広域処理対策事業3万6000トン 24年度6000トン、25年度3万トンに変更」参照

輸送・運搬に関する入札結果は、大栄・井本・辰巳共同企業体 ¥824,187,210となっています。

開札日時：2012/10/26

（参照：入札結果情報）

10トンあたり、

約¥228,940になります。

しかも、予定の重量より、体積が変更になった場合は、予算の増額もあるとのこと。

参照資料：

岩手大阪間の距離－国土地理院

車チャーター10t

伊藤智章 朝日新聞宮古支局長

実際に、10トン車チャーターの岩手、大阪間の金額を調べてみたところ¥135000

明らかに、大阪府の落札結果（最低価格）のほうが、高額となっており、税金の無駄使いであり、さらに、被災地 岩手県でも、疑問の声があがっていることが資料より、確認できます。

2.

また、説明会資料からも、大阪府職員が2名、岩手県に滞在している。職務内容は、安全性を確認するためとのこと。

しかし、大阪府の入札で、中外テクノスが岩手県で放射能の検査をしており、岩手県でも検査されている。また、船で輸送の際にも、放射線チェックがあり、海上輸送費の中にも計上されている。

現地で大阪府は、サンプリング・委託業者（中外テクノス）の測定の立会を大阪府の職員がしていると思われる。

（大阪府職員2名は、また、廃棄物の表面近くを計ってとのこと）

現地でコンテナの中にガレキを入れるのは岩手県の業者 契約しているのは岩手県、また、船にガレキを積み込むのも岩手県である。

上記のことからわかるように

岩手県・中外テクノス・大栄・井本・辰巳共同企業体は何重にもチェックし、計測しているのなら、大阪府の職員が現地に入らずとも、問題ないと思われる。職員が2名、現地に入る限りは、出張日、事務所維持費、交通費、宿泊費など経費とし、必要と思われる。

大阪府の職員の岩手県での作業は明らかに不要なものであり、税金の無駄使い、もしくは、または、必要ない入札を行った可能性が考えられる。

3.

そして、この、広域処理を実行するにあたり、大阪府は、大阪府災害廃棄物の処理指針を作成している。

広域処理の受け入れを検討した大阪府災害廃棄物の処理指針の委員会は、4名の大学教授・准教授で構成されています。

（参照：大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議 動画.pdf）

飯田 敏行 大阪大学大学院 工学研究科教授（座長代理）

児玉 靖司 大阪府立大学大学院理学系研究科教授

藤川 陽子 京都大学 原子炉実験所准教授

山本 孝夫 大阪大学大学院 工学研究科教授（座長）

検討会議は、インターネットで中継されていましたが

委員の中には、医師などがおらず、工学的な内容を審議しており、健康面、とくに、子どもたち

への配慮などがかけていたと思われます。放射性関係の専門家の委員での審議ですので、そのほかの有害物質の危険性などは審議されていません。(医師、環境問題の専門家は参加していない)しかし、実際には、農薬などが、散布されており、農薬が散布されている災害廃棄物を焼却することによる危険性が存在します。

チェルノブイリ事故後の火災では、放射性物質の火災により、大量のPM2.5が発生し、ヨーロッパの多大なる地域に健康被害が及びましたが、PM2.5の危険性も一切検討されませんでした。

また、第4回大阪府市エネルギー戦略会議(2012/04/01)で橋下市長と、参加の特別顧問・参与より、広域処理について言及がありました。

(参照:20120401 第4回大阪府市エネルギー戦略会議)

河合弁護士・市長より

がれきの受け入れとかですね。交通事故、火事にしても絶対的安全性というはないと思います。だけど、がれきの受け入れによってもたらされる被害というのはね、これはやっぱり薄いだろうという推定が働いている訳なんです。そんな危ないものは持ち込まない。だから、やっぱり限定的なんです。がれきの受け入れに不安は若干ありますけどね。それが原発の過酷事故による被害というのは、時間的にも空間的にも深刻度においても無限定なんです。不可逆的な被害。それも壊滅的な被害を国や地域に及ぼす。そこが、他の今、仰った色んなリスクと違うところなんです。そこを見ないとそれこそ一般理論になって、人間は、失敗は成功の母だ。そして、1回失敗して、なにをってがんばって、ブラシアップして進歩して、そうじゃない。原発、最善の努力をした上でやるんだよと、他の今までの近代技術の進歩のスキームと同じようにやってっちゃうと結局同じことになって、結局また同じことを繰り返す。原発の事故だけは別なんだ。だから、しかも、電力会社が今までどう言ってきたか。絶対安全なんですと言ってきた。絶対安全なんだと。今度、我々が絶対安全を要求するとじゃあ関電はどう答えるか。

○橋下市長

そこは、先生、この場で言わない方がいいんじゃないですか。

○河合委員

そうですね。そこで、僕が橋下市長に申し上げたいのは、市長や知事が行政の長として考えるべきリスクとか、市民、府民の安全の問題の点において、原子力の過酷事故とその他の事故、がれきをある程度薄く広く放射能をばらまいてしまうかもしれないそのリスクと原発の過酷事故のリスクとは大きさが違うという風に、そこをわきまえないといけないじゃないかな。

河合弁護士、古賀氏などは、医師でもなく、低線量被ばくの危険性などの知識がないと思われるが、大阪府エネルギー戦略会議では、そんな専門知識のない人間に大阪府民の健康問題を質問し、答えを求めている。

全く、専門外の人間からのアドバイスで広域処理の受け入れを決めたのであれば、現在、行われている、大阪市での広域処理は、限りなく、安全性に危険が懸念され、妥当性が欠けている。当日の参加者に医師などは一人も参加していない。

参加している市長・知事・特別顧問

橋下 徹、松井 一郎、植田 和弘、飯田 哲也、古賀 茂明、大島 堅一、河合 弘之、佐藤 暁、高橋 洋、長尾 年恭、圓尾 雅則、村上 憲郎

大阪市は接地逆転層という独特な地形なため、昭和30年代—50年代、大変な公害の都市であったことは、参考資料からうかがえる。このような、大阪の地形、公害の歴史を理解していた人物が、広域処理の是非を決定する立場の人間の中にいただろうか。大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議委員、大阪府市エネルギー戦略会議参加者ともこのような悲劇的な公害が大阪市にそんな昔でない時に起こっていたことを知っていたのか。

(参照：公害対策通史・此花区役所風配図)

瓦礫の焼却は、外部被ばくでなく、内部被ばくである。

焼却することにより、呼吸によって、体内にセシウムが吸収され、微量な放射能であっても、多大なる問題が予想される。

バンダジェフスキーは著書の序文で記載している。

「低線量の放射能は人体に影響がないと考えられてきたが当てはまるのは外部被ばくだけだ。体内に取り込まれた内部被ばくでは、事態は一変すると。」

#### 4.

大阪府が行う広域処理は、健康で文化的な最低限度の生活を営むという国民に与えられた権利から、大阪府環境基本条例、および、以下の憲法、法律に違反している。

#### 日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 健康増進法

(平成十四年八月二日法律第百三号)

(国民の責務)

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## 瀬戸内海環境保全特別措置法

(昭和四十八年十月二日法律第百十号)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

### 第二章 瀬戸内海の環境の保全に関する計画

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下この章において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(以下この章において「府県計画」という。)を定めるものとする。

- 2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 3 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村に送付しなければならない。
- 5 前三項の規定は、府県計画の変更について準用する。

5.

監査委員は知事、および関係者に対し以下の措置を取るよう勧告されるよう、地方自治法第242条1項により請求します。

- 一、 海陸輸送費、搬入、焼却、費用の差し止め。
- 二、 海陸輸送、搬入、焼却に関して直ちに停止すること
- 三、 広域処理で無駄な予算を使わず、そして健康被害を考慮し、焼却でなく、宮脇昭横浜国立

大学名誉教授の「いのちの森の防潮堤」を

大阪府、岩手県、宮脇昭教授、林野庁と協力し実現すること。

(宮脇昭教授によると、半年の期間で、広域処理よりも安い金額で、不燃物も、焼却廃棄物も処理でき、地球温暖化に害のある二酸化炭素も発生させないとのこと)

四、 岩手県・大阪府・大阪市、3者で取り交わした合意を取りやめ、合意書を破棄すること。

五、 海陸輸送費、搬入、焼却、検討会議、説明会など、広域処理にかかった違法な公金支出の賠償を請求する。』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するための必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法、不当であるのか、その理由あるいは事実を個別的、具体的に示さねばならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

2 災害廃棄物広域処理対策事業に係る業務の落札金額について

請求人は、一般競争入札による「災害廃棄物広域処理対策事業に係る海上輸送・積替え・運搬等業務（単価契約）」の落札金額824,187,210円（消費税及び地方消費税相当額を除く）と、発注予定数量（36,000トン）から、災害廃棄物10トンあたりの金額（約228,940円）を算出した上で、その金額と、ある運輸事業者の大型貨物貸切便（10トン車）の基本料金表（積み込み場所から目的地までの片道距離料金。荷扱料金、実費料金等の追加料金を含まない。）から算出した金額（135,000円。消費税及び地方消費税相当額を除く。）とを比較して、税金の無駄使いであると主張している。

しかしながら、当該事業が、災害廃棄物の運搬に係る特定の仕様に基づいて、一般競争入札を行い公正に形成された落札金額で契約されているところ、上記の金額の比較は、そもそも同じ業務仕様に基づいて算出されたものではないから、財務会計上の違法・不当の指摘には当たらない。

3 大阪府職員による災害廃棄物の安全性の確認について

請求人は、岩手県宮古市に常駐している大阪府職員2名が、宮古地区藤原埠頭で受け入れ災害廃棄物の性状・種類や処理の状況などを確認していることについて、大阪府の職員の岩手県での作業は明らかに不要なものであり、税金の無駄使いであると主張しているが、財務会計上の違法・不当の指摘には当たらない。

#### 4 その他

請求人は、大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議の委員や、大阪府市エネルギー戦略会議に参加した特別顧問・特別参与に医師が含まれていないので、安全性が懸念され、妥当性を欠いているとか、災害廃棄物広域処理対策事業が憲法やその他の法令に違反していると主張しているが、それらは、当該事業に係る契約の締結及び公金の支出の違法性というよりも、放射性物質に関する行政施策や災害廃棄物の処理そのものである非財務会計行為に関する主張であり、住民監査請求の対象とは認められない。

#### 5 本件請求の要件について

以上のとおり、災害廃棄物広域処理対策事業について、請求人は、大阪府の財務会計行為等が個別具体的に違法・不当であることを主張しているものとは認められず、法第242条が住民監査請求の要件として規定する財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認めることができない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を満たさない請求であるから却下する。